

運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人徳洲会が開設する医療法人 徳洲会 訪問介護 四季（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め事業所の従事者が支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という）に対し、適正な指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、調理、洗濯、掃除その他の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 サービスの提供にあたっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、前3項のほか、関係法令等を厳守する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 医療法人徳洲会 訪問介護 四季
- ② 所在地 茨城県古河市鴻巣 1175-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
- 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 2 サービス提供責任者 3名以上
- サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申し込みにかかる調整、事業所に従業者に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画、重度訪問介護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。
- 3 従業者 常勤換算数 2.5 以上とする。

従業者は居宅介護計画、重度訪問介護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

4 事務職員 1 名（常勤職員）

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 1月1日～12月31日まで
- ② 営業時間 午前8時から午後8時 午後8時以降は必要に応じて対応可能。
- ③ 上記の営業時間のほか、電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

090-5191-5917

（主たる対象者）

第6条 事業所の主たる対象者は、以下のとおりとする。

居宅介護 : 身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害）

難病等対象者

重度訪問介護：肢体不自由者、行動障害を有する者

（事業の内容）

第7条 この事業者が提供する事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成
- 2 身体介護に関する内容
 - ① 食事の介助
 - ② 排せつの介護
 - ③ 入浴の介助
 - ④ 通院介助（身体介助を伴う場合）
 - ⑤ その他の日常生活を営むために必要な身体の介護
- 3 通院等乗降介助
- 4 家事援助等に関する内容
 - ① 調理
 - ② 洗濯
 - ③ 掃除
 - ④ 通院介助（身体介護を伴わない場合）
 - ⑤ その他の日常生活を営むために必要な家事援助
- 5 生活等に関する相談及び助言
- 6 重度訪問介護に関する内容

重度の肢体不自由者は行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する障害者に対して、当該障害者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、外出時における移動中の介護を行う。

7 その他の生活全般にわかる介助

(支給決定を受けた障害者から受領する費用の額等)

第8条 指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供したときは、支給決定を受けた障害者（以下「支給決定障害者」という）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支給を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供したときは、支給決定障害者等から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 前2項の費用の額の支払いを受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付するものとする。

4 第2項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

5 支給決定障害者に乗降介助及び通院介助を提供した場合の交通費は、次の額を受けることができる。

支給決定利用者宅より、片道概ね5km未満 500円

支給決定利用者宅より、片道概ね5km以上は、1kmごとに100円が加算される。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

茨城県古河市

埼玉県久喜市

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び管理者に報告しなければならない。

2 報告を受けた管理者は、訪問介護員等と連携し、主治医への連絡が困難な場合等状況に応じて、医療機関への緊急搬送など必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

(事故発生時における対応方法)

第11条 事業者は、支給決定障害者に対する指定居宅介護や指定重度訪問介護などの提供により事故が発生した場合には、当該利用者の家族、相談支援専門員及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

(苦情への対応等)

第12条 事業者は、提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関する支給決定障害者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問、事業所の設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じ、支給決定障害者やその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。
- 5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに関し協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 支給決定障害者の人権擁護・虐待防止等のために責任者の設置、その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

① 虐待防止に関する責任者を選定

管理者 塚原 久美子

② 成年後見制度の利用を支援

③ 苦情解決体制を整備

④ 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施

⑤ 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会での検討結果について従業員への周知徹底をする

(身体拘束の禁止)

第14条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束」という。)を行わないものとする。

2 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する

3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果について従業者への周知徹底

② 身体拘束等の適正化のための指針の整備

③ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(秘密保持)

第15条 訪問介護員等は、正当な理由なく、その業務上知り得た支給決定障害者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 この秘密保持義務は、支給決定障害者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、訪問介護員等の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記す

る。

- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合には、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(従業者の研修)

第16条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。

(記録の整備)

第17条 事業者は、支給決定障害者に対する指定居宅介護及び指定重度訪問介護などの提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

①指定居宅介護及び指定重度訪問介護計画

① 提供した具体的サービス内容等の記録

② 支給決定障害者に関する市町村への報告等の記録

③ 苦情の内容等に関する記録

⑤ 事故の状況及び事故に関する処置状況の記録

- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 1 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人徳洲会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成30年2月1日から施行する。

令和6年4月1日改定